

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年10月28日

鳥取県知事 平井伸治

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(景品買い行為の禁止) 第6条 何人も、 <u>遊技場営業</u> （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） <u>第2条第1項第4号</u> に規定す	(景品買い行為の禁止) 第6条 何人も、 <u>遊技場</u> （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） <u>第2条第1項第7号</u> に規定する営

る営業をいう。以下同じ。) の営業所又はその付近において、遊技場営業を営む者が客に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は客につきまとつて、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。

業をいう。以下同じ。) の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は遊技客につきまとつて、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行の日から施行する。